

## 化学工学会九州支部規則

(名称)

第1条 本支部は化学工学会九州支部という。

(事務所)

第2条 本支部は事務所を福岡市西区元岡7-4-4に置く。

(会員)

第3条 本支部は九州7県及び沖縄県に在住する化学工学会会員をもって組織する。

(事業)

第4条 本支部は次の事業を行う。

- (1) 学術集会
- (2) 講演会
- (3) 講習会
- (4) 交流会
- (5) 調査研究事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本支部の目的を達成するために必要な事項

(事業及び会計年度)

第5条 事業及び会計年度は支部規程第6条および第7条による。

(役員)

第6条 本支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 支部庶務幹事 2名
- (4) 支部企画幹事 1名
- (5) 支部会計幹事 1名
- (6) 支部幹事 4-5名程度
- (7) 支部監事 2名

(役員を選任)

第7条 支部長の選任は支部規程第4条による。

2 支部長以外の支部役員は会員中より支部長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 支部役員任期は支部規程第5条による。

(役員職務)

- 第9条 支部長は本支部を代表し、支部の会務を統括し、支部執行部会及び支部長が招集した会議の議長となる。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代理する。
  - 3 支部庶務幹事、支部企画幹事及び支部会計幹事は支部の会務を処理する。
  - 4 支部幹事は支部の重要事項を処理する。
  - 5 支部監事は支部の会計を監査する。

(支部幹事会の構成)

- 第10条 支部幹事会は支部長、副支部長、支部庶務幹事、支部企画幹事、支部会計幹事、支部監事、懇話会会長及び支部幹事で構成し支部の会務を審議する。

(支部執行部会の構成)

- 第11条 支部執行部会は、支部長、副支部長、支部庶務幹事、支部企画幹事及び支部会計幹事で構成し、支部の重要事項を審議する。

(委員会)

- 第12条 支部長は公益社団法人化学工学会定款第4条に規定する目的を達成するために、必要があるときは、支部幹事会の議決を経て委員会を設置し委員を委嘱することができる。

(経費)

- 第13条 本支部の経費は支部規程第8条による。

(寄付)

- 第14条 本支部への寄付は支部執行部会の議決を経て受理する。

(細則)

- 第15条 本支部規則の施行に必要な支部細則は支部幹事会の議決によって定める。

(支部参与)

- 第16条 本支部に支部参与を置くことができる。支部参与は支部の会員中より、支部運営に功労にあった者から、支部幹事会の議決を経て選出する。支部参与は支部運営に関して、支部執行部会の要請に応じてその相談にあずかる。

(支部顧問)

- 第17条 本支部に支部顧問を置くことができる。支部顧問は支部幹事会の議決を経て選出する。支部顧問は支部の会議に出席して意見を述べることができる。

(事務職員)

- 第18条 支部長は本支部の目的を達成するために、必要があるときは事務職員を置くことができる。

(懇話会)

第19条 本支部に沖縄化学装置懇話会、南九州化学工学懇話会、東九州化学工学懇話会、北九州化学工学懇話会、西九州化学工学懇話会を置く。

(規則の改訂)

第20条 本規則の改訂は支部幹事会の議決によらなければならない。

以上

附則

(昭和62年 5月 8日制定)

(平成 元年 3月25日改正)

(平成 3年 6月21日改正)

(平成 4年 6月18日改正)

(平成 4年10月23日改正)

(平成 5年 2月 5日改正)

(平成 7年 2月 3日改正)

(平成10年10月 9日改正)

(平成20年10月16日改正)

(平成22年11月18日改正)

(平成29年 5月17日改正)

(令和 元年 5月21日改正)